

このたび、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリの紹介がありましたので、周知します。各学校におかれ
ては、アプリの活用の検討を含め、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリに
ついて（周知）

このたび、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーションを周知するウェブサイトについて紹介がありました。文部科学省からは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、児童生徒等の健康状態を把握するようお願いしており、すでに各学校においては、健康観察を実施いただいているところと存じますが、当該アプリケーションについても、下記ウェブサイトを御参照の上、必要に応じて御活用について御検討いただくようお願いします。

なお、当該アプリケーションについては、各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課に対しては「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和 3 年 6 月 18 日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課に対しては「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和 3 年 6 月 18 日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文

部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、附属高等学校等を置く各国立大学法人担当課に対しては「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、追って周知することとしていたところではあります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

- 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ健康観察アプリ



<本件連絡先>
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2976・2931)